

日田市求職者資格取得支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、求職者の就業を支援することを目的として、技能講習に係る経費の助成について、日田市補助金等交付規則（平成9年規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に住所を有する満18歳以上の者（学校等に在学中の者を除く。）
- (2) 公共職業安定所で求職登録をしている者
- (3) この要綱の規定による助成金を受けたことがない者
- (4) 国、県等の公共団体による同一の技能講習に関して助成等を受けていない者
- (5) 受講した技能講習を修了した者

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付対象経費は、別表に定める技能講習の受講料とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に規定する受講料（テキスト代を除く。）の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、その額が20,000円を超えるときは、20,000円を限度とする。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、技能講習修了後、日田市求職者資格取得支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 受講費用に係る領収書の写し
- (2) 技能講習修了証の写し
- (3) ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し
- (4) 日田市求職者資格取得支援事業助成金申告書（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付申請の時期)

第6条 助成金の交付申請の時期は、技能講習を修了した日から起算して30日以内又は技能講習を修了した日の属する年度の3月末日までのいずれか早い日とする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付申請の受付停止)

第7条 市長は、助成金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができる。

(助成金の交付の決定等)

第8条 市長は、第5条の規定による提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の要件に適合すると認めるときは、助成金の交付額を確定し、日田市求職者資格取得支援事業助成金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求)

第9条 前条に規定する通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、日田市求職者資格取得支援事業助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から当該助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象技能講習

- 一. 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二. プレス機械作業主任者技能講習
- 三. 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四. コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 六. ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 七. ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 八. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 九. 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十一. 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十二. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十三. コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十四. 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十五. はい作業主任者技能講習
- 十六. 船内荷役作業主任者技能講習
- 十七. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十八. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九. 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十一. 鉛作業主任者技能講習
- 二十二. 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十三. 石綿作業主任者技能講習
- 二十四. 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十五. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十六. 床上操作式クレーン運転技能講習

- 二十七. 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十八. ガス溶接技能講習
- 二十九. フォークリフト運転技能講習
- 三十. ショベルローダー等運転技能講習
- 三十一. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 三十二. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十三. 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 三十四. 不整地運搬車運転技能講習
- 三十五. 高所作業車運転技能講習
- 三十六. 玉掛け技能講習
- 三十七. ボイラー取扱技能講習